

## 香芝市監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

令和5年1月25日

香芝市監査委員 近藤 洋  
香芝市監査委員 中山 武彦

### 第1 香芝市監査委員監査基準への準拠

下記監査は、香芝市監査委員監査基準に準拠して実施した。

### 第2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政的援助団体等の監査

### 第3 監査の対象

- ① 公の施設 香芝市二上山博物館
- ② 指定管理者 香芝みらい創造プロジェクト
- ③ 所 管 教育部 文化財課

### 第4 監査の実施期間

令和4年10月26日から令和4年11月25日まで

### 第5 監査の着眼点

公の施設の管理を行っている団体への財政的援助等に係る出納その他事務の執行が法令等に従って適正に行われているかなどを主眼として実施した。

### 第6 監査の主な実施内容

公の施設の指定管理に係る財務に関する事務の執行状況について、提出された資料を検討し関係諸帳簿との照合及び内容を審査したほか、当該施設の所管課関係職員の説明を聴取する方法で実施した。

### 第7 監査の結果

監査した結果、公の施設の管理を行っている団体への財政的援助等に係る出納その他事務の執行については、概ね妥当に処理されていると認められた。